

工事一時中止ガイドラインについて

国土交通省 中部地方整備局
 企画部 技術管理課
 建設専門官 島崎 誠

はじめに

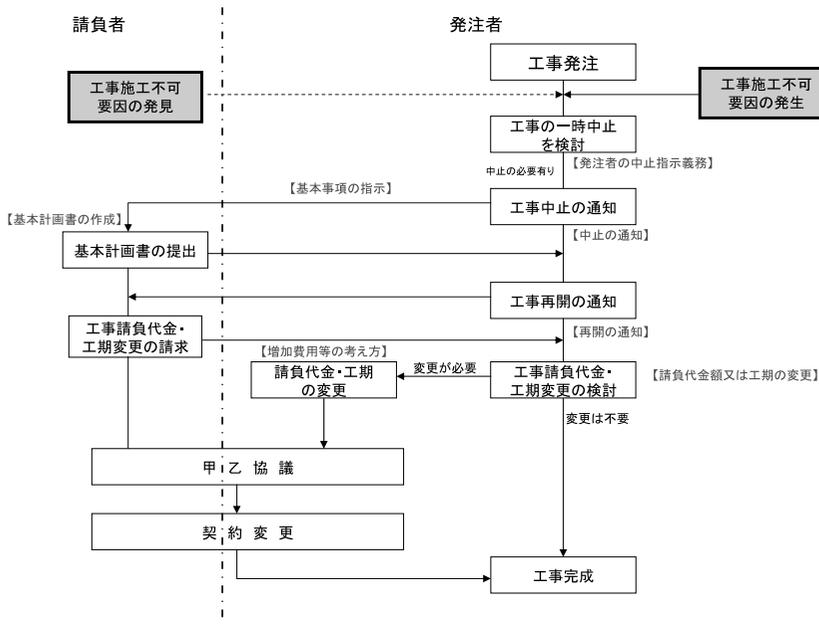
公共工事の発注においては、工事用地の確保、地元調整・占用事業者協議等の各関係機関協議を整え、適正な工期を確保し発注することが基本となります。

しかし、一部の工事では、工事用地の確保ができていない場合や、各関係機関との協議が整っていない場合においてもやむを得ず条件明示を行い発注するなど、請負者の責によらない事由により施工ができない場合があります。

このような場合には、発注者が工事の施工を中止させなければ、中止に伴って必要とされるはずの工期又は請負代金額の変更

は行われず、増加費用等の負担も請負者が負うことになるばかりか、品質確保のための環境も損なわれる恐れがあります。

この「工事一時中止ガイドライン」は、請負者の責によらない事由である「工事用地等の確保ができないため」、「暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象のため」、及び「発注者が必要であると認めるときの工事の中止」について、適正な対応を行うために請負者・発注者双方の共通認識を深めることを目的としてとりまとめたものです。



工事一時中止の基本フロー

発注者の中止指示義務

請負者が工事を施工する意思があっても施工できない場合には、発注者が工事の全部又は一部の中止を命じなければなりません。

このような場合に発注者が工事を中止させなければ、中止に伴い必要とされる工期又は請負代金額の変更は行われません。

請負者・発注者の十分な理解のもと適切に中止指示されることが必要です。

中止・再開の通知、基本事項の指示

発注者は工事を中止するにあたっては、中止の対象となる工事内容、工事区域、中止期間の見通し等の中止内容を請負者に通知しなければなりません。また、工事現場を適正に維持管理するために最低限必要な管理体制等の基本事項を指示することとなります。

発注者は工事を再開するにあたっては、請負者に通知しなければなりません。なお、中止の通知の時点では中止期間が確定的でないことが多く、工事中止の原因となっている事案の解決に要する時間を検討し、再開できる時期を通知する必要があります。

基本計画書の作成

請負者は工事の中止を通知された場合には、中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書を作成し、発注者に提出しなければなりません。また、発注者は提出された基本計画書を確認し、承諾する必要があります。

基本計画書に記載する内容は、次のとおりです。

- ◇中止時点における工事の出来形、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等に関すること
- ◇中止に伴う工事現場の体制の縮小と再

開に関すること

- ◇中止期間中の工事現場の維持、管理に関すること
- ◇中止した工事現場の管理責任に関すること

なお、中止した工事現場の管理責任は、請負者に属することとなります。

請負代金額又は工期の変更

発注者は工事を中止させた場合において、必要があると認められるときは、請負代金額又は工期を変更しなければなりません。

従って、工事の全部及び一部の中止においても、中止がごく短期間である場合、中止が部分的であって全体の工事の施工に影響がない場合等例外的な場合を除き、請負代金額及び工期の変更を行う必要があります。

なお、工期の変更期間につきましては、原則として、工事を中止した期間としていますが、地震、災害等の場合は、片付け期間や復興期間を考慮して工期延期する場合があります。

増加費用又は損害（以下、増加費用等）の考え方

発注者が工事を中止させた場合において、中止に伴う増加費用等が発生した場合は、請負者は請求することができます。

従って、請負者から請求がない場合には、中止に伴う増加費用等の発生がないものと見なされてしまいます。

増加費用等として積算する範囲は、次のとおりです。

- ◇工事現場の維持に要する費用
- ◇労働者、建設機械器具等を保持するための費用
- ◇工事現場の体制の縮小に要する費用

◇工事現場の体制の再開準備に要する費用

増加費用等の算定は、請負者が基本計画書に従って実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の明細書に基づき、費用の必要性、数量などを請負者・発注者が協議して定めることとなります。

おわりに

「工事一時中止ガイドライン」「設計変

更ガイドライン」(2008.9月号で紹介)は、請負者・発注者が公共工事の請負契約において、各々の対等な立場で公正な契約を締結し、誠実に履行するための双方向のガイドラインです。

このガイドラインにより請負者・発注者の良好なパートナーシップが構築されることを望むとともに、さらなる関係者への周知徹底を図っていきたいと思います。